

適合証明業務手数料規程 別表 (税抜き)

別表第1：新築住宅の一戸建て等の手数料額 (優良住宅取得支援制度なし※)

(単位：円)

フラット35 (優良住宅取得支援制度なし※)		建築確認を当機関に申請 する場合	左記以外又は分割申請する場合 (手数料上の分割申請の場合は下段)		
		合計 (一括パック手数料)	合計 (一括パック手数料)		
			設計検査	中間検査	竣工検査
竣工現場検査から引受けるもの	建設評価特例	13,000	13,000		
	長期優良特例 (中間検査別途)	14,000	14,000		
	設計評価特例 (中間検査別途)				
中間現場検査以降引受けるもの	竣工済特例 (機構承認住宅 (設計登録タイプ))	34,000	64,000		
	竣工済特例 (一般住宅)	64,000	64,000		
中間現場検査から引受けるもの	長期優良特例 (中間検査申請必要) 設計評価特例 (中間検査申請必要)	19,000	27,000		
設計検査から引受けるもの	機構承認住宅 (設計登録タイプ・断熱計算書なし)	24,000	41,000		
			14,000	13,000	14,000
	機構承認住宅 (設計登録タイプ・断熱計算書あり)	27,000	44,000		
			17,000	13,000	14,000
	一般住宅 (中間検査別途・断熱計算書なし)	25,000	28,000		
		14,000	—	14,000	
	一般住宅 (中間検査申請必要・断熱計算書なし)	27,000	41,000		
			14,000	13,000	14,000
	一般住宅 (断熱計算書あり)	30,000	44,000		
			17,000	13,000	14,000

(注) 手数料は一括パック手数料を基本とするが、設計検査から引受けるもので中間検査を別途行うものである場合等は、手数料上の分割申請とすることもできる。手数料上の分割申請を希望する場合は、申請書一面連絡事項欄に「手数料上の分割申請」と記載する。

※) フラット35 S 省エネルギー性又は耐久性・可変性に係るもので所管行政庁等が交付した書類のみにより判断できるものを含む。

- 1) 一般住宅 (中間検査別途) で一括パック手数料を利用する場合、万一途中で一般住宅 (中間検査申請必要) に変更となる場合は、取下げ・再申請となる。
- 2) 竣工済特例においては、設計評価特例を併用することはできない。
- 3) 設計検査から引受ける「一般住宅 (中間検査申請必要)」の一括パック手数料は、中間検査を省略しても同一額とする。

別表第2：新築住宅の一戸建て等の手数料額（優良住宅取得支援制度あり）

〔単位：円〕

フラット35S* (金利Aプラン) 及び(金利Bプラン)		建築確認を当機関に申請 する場合	左記以外又は分割申請する場合 (手数料上の分割申請の場合は下段)		
		合計(一括パック手数料)	合計(一括パック手数料)		
			設計検査	中間検査	竣工検査
竣工現場検査から引受けるもの	建設評価特例	13,000	13,000		
	設計評価特例(中間検査別途)	14,000	18,000		
中間現場検査以降引受けるもの	竣工済特例 (機構承認住宅(設計登録タイプ))	46,000	65,000		
	竣工済特例 (一般住宅)	64,000	65,000		
中間現場検査から引受けるもの	設計評価特例(中間検査申請必要)	26,000	32,000		
設計検査から引受けるもの	機構承認住宅 (設計登録タイプ・S断熱計算書なし)	31,000	48,000		
			16,000	14,000	18,000
	機構承認住宅 (設計登録タイプ・S断熱計算書あり)	41,000	55,000		
			23,000	14,000	18,000
	一般住宅 (省エネルギー性及び耐震性の含まれないもの)	41,000	55,000		
			23,000	14,000	18,000
	一般住宅 (省エネルギー性及び耐震性の含まれるもの)	51,000	65,000		
			33,000	14,000	18,000

(注) 手数料は一括パック手数料を基本とするが、設計検査から引受けるもので中間検査を別途行うものである場合等は、手数料上の分割申請とすることもできる。手数料上の分割申請を希望する場合は、申請書一面連絡事項欄に「手数料上の分割申請」と記載する。

\* ) フラット35S省エネルギー性及び耐久性・可変性に係るもので所管行政庁等が交付した書類のみにより判断できるものを除く。

- 1) 竣工済特例においては、設計評価特例を併用することはできない。
- 2) 設計検査から引受けるものの一括パック手数料は、中間検査を省略しても同一額とする。